

# 第11章 その他の環境保全対策

## 1 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。ダイオキシン類のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンには75種類、ポリ塩化ジベンゾフランには135種類、コプラナーポリ塩化ビフェニルには十数種類の仲間(異性体)がありますが、これらのうち、毒性があると見なされているのは29種類です。

ダイオキシン類の主な発生源はごみの焼却などによるものですが、その他にたばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。どれも工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで生成してしまう物質です。そのため、環境中には極微量で広く存在していますが、水に溶けにくく、他の物質にも簡単に反応しないため長時間残留します。環境中に出た後の動きの詳細はよくわかりませんが、例えば、大気中の粒子などにくっついたダイオキシン類は地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、様々な経路で長い年月の間にプランクトンや魚介類の食物連鎖を通して取り込まれ、最終的には人の体内の脂肪組織に蓄積されます。

ダイオキシン類の発生を抑えるために日常生活で気をつけなければならないことは、ダイオキシン類が物の燃焼過程で発生することから、ごみの量を減らすことです。このことは、ダイオキシン類対策に最も効果的と考えられます。このため、私達一人ひとりが使い捨てをせず、物を大切にし、焼却するごみの量を減らすよう努力していく必要があります。また、自宅等での燃焼行為を自粛していただくことも大切です。ダイオキシン類を減らすための国、県、市の取組状況は次のとおりです。

### ① 国の取組

ダイオキシン類対策の強化を図るため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、平成12年1月15日から施行されています。この法律では、ダイオキシン類の定義、耐容一日摂取量、大気・水質等の環境基準、排出ガス・排水及び焼却灰についての規制などが規定されています。

また、国は同法に基づき「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を策定しました。ダイオキシン類の発生源、環境汚染、人への暴露等に関する科学的な知見の充実を図りつつ、人の健康及び生態系への影響の未然防止の観点に立って施策を推進していくこととしています。

### ② 県の取組

県では「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、毎年、「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」を策定し、一般環境中の大気、公共用水域、地下水及び土壌のダイオキシン類の調査を実施するとともに「ダイオキシン類対策特別措置法」で規定される特定施設や特定施設を有する事業場に対し、立入検査等による指導を行っています。

また、平成12年6月に策定した「千葉県ダイオキシン類対策推進方針」に基づき、排出施

設ごとに設定されている恒久対策の早期実施や小規模焼却炉（焼却能力50 kg/時以上）の排出基準遵守の徹底を図る等の発生源対策、監視・調査研究の充実、県民への情報提供体制の整備及び行政機関相互の連携の推進について体系的・計画的に対策を推進しています。

### ③ 市の取組

ダイオキシン類の主な発生源である廃棄物焼却炉に関して、廃棄物処理法の改正により平成14年12月1日から小型焼却炉についても法律で定める構造の焼却炉（800℃以上でごみを燃焼でき、温度計や助燃装置等を備えた構造の焼却炉）を除いて使用が禁止されました。このことから、法令の周知と遵守の指導を行っています。今後も、廃棄物処理法により原則禁止されている野外焼却や法令に適用しない小型焼却炉の使用の禁止について指導を行ってまいります。

市ではダイオキシン類の環境中の濃度を把握するため、平成10年度から大気と土壌の調査を行っています。また、平成12年度からは「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」に沿って調査を行っています。

## 令和3年度ダイオキシン類測定結果

### 1. 大 気

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査期間 調査地点	夏 R3.7.7 ~14	冬 R4.1.12 ~19	年平均値	環境基準 (年平均値)
米本地区 米本南小学校	0.017	0.052	0.035	0.6
勝田台地区 勝田台小学校	0.012	0.022	0.017	
高津地区 南高津小学校	0.012	0.021	0.017	
村上地区 村上東中学校	0.023	0.029	0.026	

### 2. 土 壌

(単位:pg-TEQ/g)

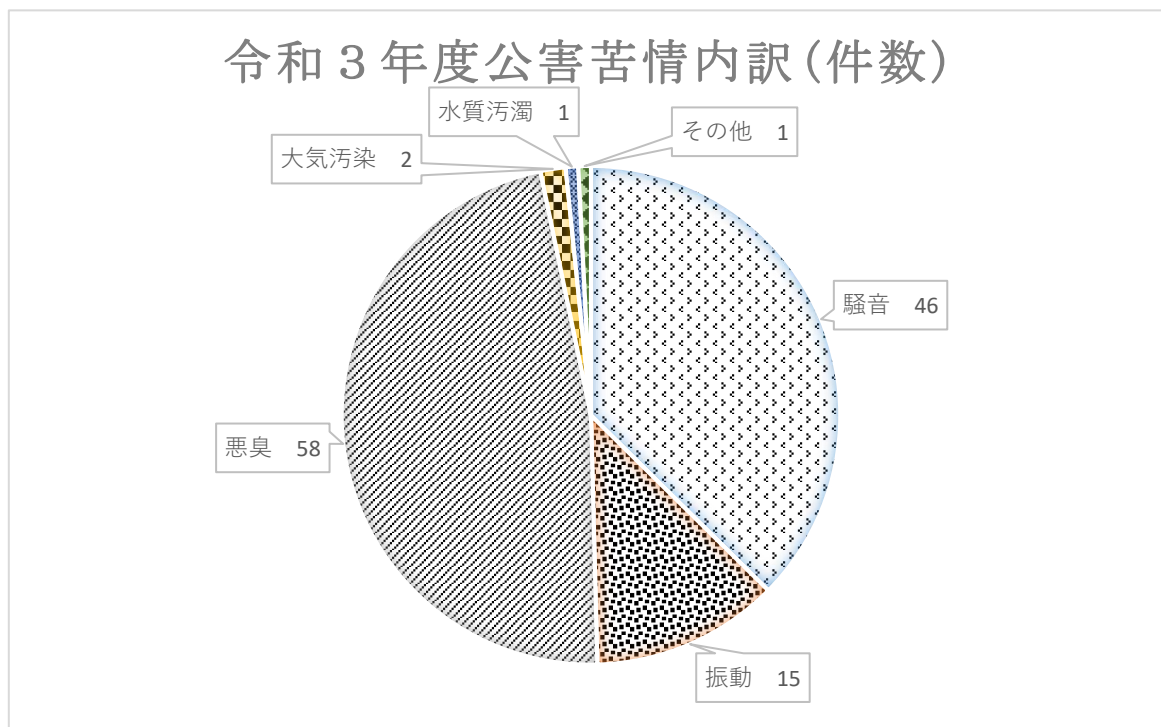
調査期間 調査地点	R3.12.15	環境基準
八千代台東小学校	1.7	1,000

大気中のダイオキシン類濃度(年平均値)の経年変化

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
大気を測定している市内4地点の平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.071	0.041	0.022	0.053	0.072	0.034	0.051	0.039	0.035	0.024

## 2 公害苦情処理

公害の苦情を受けた場合、その内容を調査し、発生源に対し必要な指導等を行い公害の防止に努めています。令和3年度は123件でした。(同じ発生源に対する同じ苦情者からの苦情は多数あっても1件とし、大気汚染と悪臭、騒音と振動など複数にあたるものはいずれかに分類しています。)



**公害苦情受付件数**

年 度		H30	R 1	R 2	R 3
受付件数 (件)		86	82	142	123
内容別件数 (件)	大気汚染	3	5	7	2
	水質汚濁	2	2	2	1
	騒 音	34	34	63	46
	振 動	7	10	8	15
	地盤沈下	0	0	0	0
	悪 臭	40	31	62	58
	地下水汚染	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1

### 3 その他

#### (1) あき地の適正管理指導

「八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例」に基づき、あき地の所有者又は管理者に対して管理不良状態にならないよう文書で通知しています。また、近隣等からの苦情があった場合には現地の状況を確認し、あき地の所有者等へ連絡及び指導等を行っています。

あき地の適正管理指導件数

年度	当初通知件数	苦情受付件数	年度	当初通知件数	苦情受付件数
H28	203 件	70 件	R 1	138 件	61 件
H29	161 件	58 件	R 2	132 件	56 件
H30	144 件	76 件	R 3	124 件	63 件

#### (2) スズメバチ等駆除用防護服の貸出

市民の皆さんが自らスズメバチやアシナガバチなどの巣を駆除しようとする時、安全に駆除作業が行えるよう防護服（ヘルメット、服、手袋、長靴）を無料で貸出しています。ハチが巣を作り始めるのは5月頃からで、巣が小さいうちに駆除することをお勧めします。スズメバチやアシナガバチが人を刺すのは、巣に近づいたり巣に刺激を与えたりした時です。餌を探しているハチに近づいても、ハチは刺してきません。（ただし、オオスズメバチは樹液などの縄張りを主張することがあります。）

なお、ハチは毎日、イモムシや昆虫などを大量に捕獲し、バランスの取れた生態系を維持するのに役立っています。もし、ハチの巣が日常生活に支障がない場所にあるのであれば、そのままにして置くのも有益です。ハチが翌年その巣を使うことはありません。

防護服の貸出件数

年 度	貸出件数
H29	66件
H30	68件
R 1	68件
R 2	6 件
R 3	1 件



防護服着用の様子

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、貸出を休止していた期間があります。

### (3) 地域猫不妊去勢等手術費用の一部助成

平成28年度より、市民の生活環境の保全を図るため、適正な地域猫活動を行っている団体に対して不妊去勢等手術費用の一部を助成しています。

地域猫活動とは、地域住民が主体となり、活動地域の理解を得て、飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動であり、人と飼い主のいない猫が共生していくための有効な手段のひとつと考えられています。主な活動内容としては、給餌場や排せつ場の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などが挙げられ、将来的に飼い主のいない猫の数やトラブルの減少が期待できます。

令和3年度は不妊手術（メス）7件、去勢手術（オス）13件に助成金を交付しました。

## 4 八千代市第3次環境保全計画の進捗状況

### 八千代市第3次環境保全計画の進捗状況

環 境 指 標	基準年度値	現 状 値	中間目標値
	2019 年度	2021 年度	2025 年度
公害苦情件数	82 件/年	123 件/年	75 件/年